

地方独立行政法人下関市立市民病院役員報酬規程

平成24年4月1日

規程第23号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については基本報酬、役員手当及び通勤手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、役員が法人の職員を兼ねるときの役員報酬は、地方独立行政法人下関市立市民病院職員給与規程（平成24年規程第17号。以下「職員給与規程」という。）または地方独立行政法人下関市立市民病院有期雇用職員給与規程（平成24年規程第18号。以下「有期雇用職員給与規程」という。）の規定により支給される給与及び役員手当とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬の支給日は、職員給与規程の例による。

(基本報酬)

第4条 常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 月額800,000円
- (2) 副理事長 月額700,000円
- (3) 理事 月額600,000円

(役員手当)

第5条 役員手当の額は、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 年額3,000,000円
- (2) 副理事長 年額2,400,000円
- (3) 理事 年額1,800,000円

2 役員手当は、毎月1回当該役員年額の12分の1の額を第3条で規定する支給日に支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(月の途中で就任又は退職した場合の報酬等)

第7条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤の役員に支給する就任当月分の基本報酬及び役員手当は、第4条及び第5条の規定に基づき算出される当該役員に支給する基本報酬月額及び役員手当を当該月の土曜日及び日曜日以外の日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において退職した常勤の役員に支給する退職当月分の基本報酬及び役員手当は、日

額にその月の初日から退職した日までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本報酬及び役員手当を全額支給する。

(非常勤役員報酬)

第8条 非常勤の役員の非常勤役員手当は、次の各号に掲げる非常勤の役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 理事 日額 30,000円

(2) 監事 日額 30,000円

2 非常勤の役員には、通勤に要する費用を地方独立行政法人下関市立市民病院旅費規程（平成24年規程第20号。以下「旅費規程」という。）の例により支給する。

(旅費)

第9条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給については、旅費規程の例による。

(報酬の支払方法)

第10条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員からの申し出に基づき、当該役員が指定する本人名義の預貯金口座に控除すべき金額を控除した後の報酬の全額を振り込んで支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月28日一部改正）

この規程は、令和3年11月1日から施行する。